

# 青森県報

号外第六十七号

令和五年  
七月二十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局) ……

### 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和五年七月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

#### 一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

#### 二 期間

令和五年八月一日から令和六年二月二十九日まで

#### 三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さけはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭